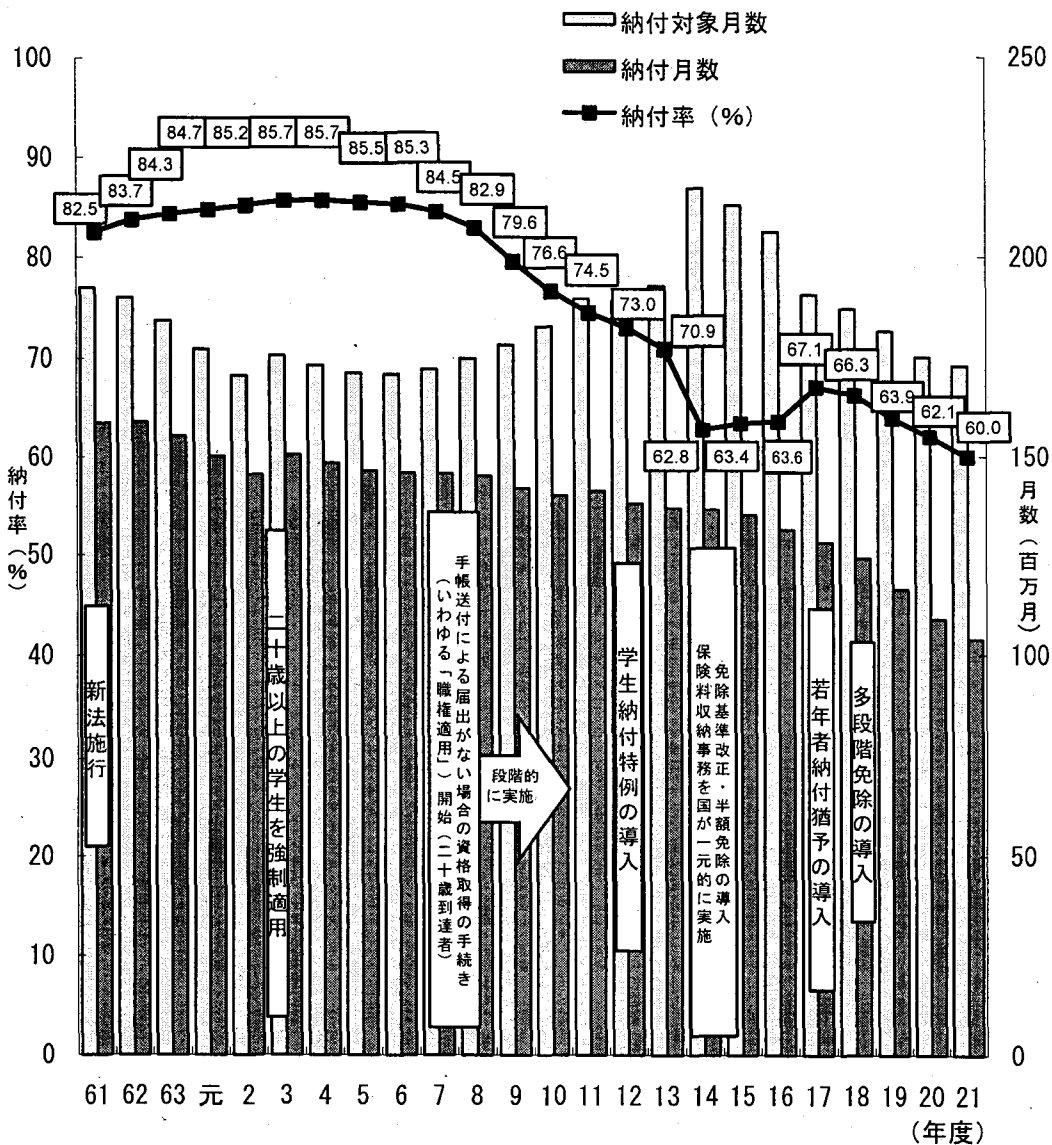


(2) 国民年金保険料の納付状況

平成21年度の国民年金保険料の納付率等について



①平成21年度の現年度納付率は、**60.0%**
(対前年度比△2.1ポイント)

②平成19年度の最終納付率は、**68.6%**
(平成20年度末と比較して+1.9ポイント)
(平成21年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、19年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
16年度分保険料	63.6%	66.3%	68.2%			
17年度分保険料		67.1%	70.7%	72.4%		
18年度分保険料			66.3%	69.0%	70.8%	
19年度分保険料				63.9%	66.7%	68.6%
20年度分保険料					62.1%	65.0%
21年度分保険料						60.0%

① 納付率の状況

○ 平成21年度の現年度分（平成21年4月分～平成22年3月分）の納付率は、60.0%（対前年度比△2.1ポイント）。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成20年度 （対前年度比）	10,873万月 （△6.3%）	17,522万月 （△3.5%）	62.1% （△1.9ポイント）
平成21年度 （対前年度比）	10,381万月 （△4.5%）	17,308万月 （△1.2%）	60.0% （△2.1ポイント）

- 過年度分（平成19年度分）の納付率は、平成19年度末から4.7ポイント、平成20年度末から1.9ポイントの伸び。
- 過年度分（平成20年度分）の納付率は、平成20年度末から2.9ポイントの伸び。

	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
平成19年度分 （対前年度末伸び）	63.9%	66.7% （+2.8ポイント）	68.6% （+1.9ポイント）
平成20年度分 （対前年度末伸び）	—	62.1%	65.0% （+2.9ポイント）

② 日本年金機構の中期計画及び平成21年度の年度計画との関係

- 平成22年1月の日本年金機構設立に伴い、策定された日本年金機構の中期計画では、
 - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
 - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- また、平成21年度の年度計画では、
 - ・現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指すとした。



- 平成21年度の現年度納付率は60.0%（対前年度比△2.1ポイント）となったところであり、低下傾向は続いているものの、平成22年1月末現在（平成21年4月分～平成21年12月分）の現年度納付率58.9%からは1.1ポイントの伸びとなり、平成21年度の年度計画における目標の伸びは確保したところである。

平成21年								平成22年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
52.7%	55.6%	56.9%	56.6%	56.9%	57.5%	58.0%	58.8%	58.9%	59.0%	59.4%	60.0%

- 平成19年度の最終納付率は68.6%（平成19年度末と比較して4.7ポイントの伸び）となったところであり、中期計画における目標の伸びは確保したところである。

2 納付率低下の要因等について

(1) 納付率低下の要因

① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成21年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成20年度末現在と比較すると、55～59歳の全体に占める割合が1.2ポイント低下し、平均年齢は0.1歳若くなった。

年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることがわかる(8ページ参照)。いわゆる団塊の世代(昭和22年から24年生まれ)のうち昭和24年(1949年)生まれの者が平成21年(2009年)に60歳に到達し第1号被保険者から抜けたことに伴い、平成20年度に比べ平成21年度の第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成21年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.3ポイント程度と推計される。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段)%>

	第1号 被保険者	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成20年度	2,001 100.0	399 19.9	211 10.5	208 10.4	221 11.0	195 9.8	178 8.9	207 10.4	352 17.6	30 1.5	39.7
平成21年度	1,985 100.0	392 19.7	212 10.7	203 10.2	228 11.5	204 10.3	183 9.2	207 10.4	327 16.4	30 1.5	39.6

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査(抽出率1/100)による数値である。

② 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成

- 市場化テスト受託事業者に対して平成21年度に要求した現年度保険料における最低水準（当該区域を管轄する年金事務所（社会保険事務所）の前年度の実績と同程度の水準）の達成状況を見ると、平成19年10月から継続実施している95事務所では98.3%であるが、平成20年10月から継続実施している90事務所及び平成21年10月開始の127事務所では、それぞれ、65.5%及び68.2%と低調である。この結果、平成21年度の現年度保険料における受託事業者全体の最低水準の達成率は、76.0%にとどまっている。
- 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成により、平成21年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△1.0ポイント程度と推計される。

<納付実績が伸びなかった要因>

- 年金事務所と受託事業者との連携体制が不十分であり、相互に協力して納付率の向上を目指す取組が十分に実施できなかったこと。また、日本年金機構（社会保険庁）においては、事業実績の分析を行い、受託事業者に対してより効果的な取組について指導・助言を行うなど、事業の進捗管理が十分に行えなかったこと。
- 受託事業者においては、経費削減のため、電話による納付督促が中心的手段となり戸別訪問が十分実施されなかったこと。